

都市計画コンサルタント優良業務登録事業 に関する協定書

公益社団法人日本都市計画学会、公益財団法人都市計画協会、一般社団法人都市計画コンサルタント協会及び認定 NPO 法人日本都市計画家協会（以下「都市計画4団体」という。）は、都市計画コンサルタント優良業務登録事業に関して、以下のとおり協定する。

第1条 事業の共同管理

都市計画4団体は、共同して、別紙1「都市計画コンサルタント優良業務登録事業要項」に規定する都市計画コンサルタント優良業務登録事業（以下「本事業」という。）を運営管理する。

第2条 運営委員会の設置

- 1) 都市計画4団体は、本事業に関する企画、運営及び管理を行わせるため、都市計画コンサルタント優良業務登録事業運営委員会（以下「運営委員会」という。）を組織する。
- 2) 運営委員会の構成、業務、運営等については、別紙2「運営委員会規程」に定めるところによる。

第3条 事業の開始

- 1) 本事業の本格実施は、平成29年度から開始する。
- 2) 試行期間中の登録データは、その旨を明記した上で本格実施後のデータベースに繰り入れる。

第4条 事業報告及び収支報告

運営委員会は、都市計画4団体に対して、毎年度終了後概ね3ヶ月以内に当該年度の本事業に関する事業報告及び収支報告を行うものとする。

第5条 本事業の収支構造

本事業のイニシャルコストは都市計画4団体からの拠出金によって賄い、ランニングコストは登録料及び関係者のボランティア協力によって賄うことを基本とする。

本協定の締結を証するため、本書4通を作成し、各団体が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 29 年 3 月 17 日

公益社団法人 日本都市計画学会 会長 横張 真

公益財団法人 都市計画協会 会長 板倉英則

一般社団法人 都市計画コンサルタント協会 会長 松原悟朗

認定特定非営利法人 日本都市計画家協会 会長 小林英嗣